

記入例

第8号様式（第5条第1項第1号）

火災と紛らわしい煙又は火災
を発するおそれのある行為の

届出書

柏市消防長 宛て		〇〇年〇〇月〇〇
※届出書及び添付書類の一式を 2部作成して届出してください		届出者 住 所 柏市柏〇丁目〇番〇号 (電話 00-0000-0000)
		氏 名 〇〇神社 宮司 消 防 太 郎
発生予定日時	自 〇〇年〇〇月〇〇 〇〇時〇〇分 至 〇〇年〇〇月〇〇 〇〇時〇〇分	
発生場所	柏市柏〇丁目〇番〇号 〇〇神社境内	
燃焼物品名 及び数量	門松, しめ縄 200kg	
目 的	どんと焼き	
そ の 他 必要な事項	消火器2本準備	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄
		添付書類は以下の備考を参照してください

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
 - 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - その他必要な事項は、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。
 - 行為をしようとする場所の付近見取図及び配置図を添付すること。

注意事項

野焼きは法律で禁止されています！

Q ごみの焼却は禁止されていないのですか？

A 廃棄物の焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2により、例外を除いて禁止されています。

例外となるのは、

- ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（※家庭菜園での農作業は農業に該当しません。）
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの等です。

ごみの処分については、家庭ごみであればごみ集積所に出すかクリーンセンターへの持込み、事業系のごみであれば許可業者に処理を委託するなど、焼却以外の処分を検討してください。

市では、違法性のある焼却行為は焼却をやめるよう指導しています。

なお、法律違反となる廃棄物の焼却を行った場合、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、またはこの併科に処されます。

ただし、全ての焼却行為が禁止されているものではありませんので、その場合には、当事者間で直接話し合い、調整・解決していただくことになります。

Q 焚き火やバルサン（ゴキブリ駆除剤）等、火災と紛らわしい煙を揚げる場合、届出が必要ですか。

A 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為しようとする場合は、柏市火災予防条例第45条により、あらかじめ、その旨を管轄する消防署・分署に届出なければなりません。

また、野焼きは、処理基準を満たした焼却設備以外でのごみの焼却、いわゆる野焼きは禁止されています。野焼きについては、環境部環境保全課へ問合せしてください。